

市長所信表明（平成25年9月）

おはようございます。

本日、平成25年9月「吉野川市議会定例会」を招集いたしましたところ、議員各位には御出席を賜りありがとうございます。

はじめに、高齢者福祉において多大な貢献をされ、本年7月31日に御逝去されました「故・中村博彦・参議院議員」に対しまして、謹んで哀悼の意を表したいと思っております。

「故・中村参議院議員」は、昭和62年4月、「徳島県議会議員」に、平成16年7月には参議院議員に御当選され、さらに平成20年8月には、「総務大臣政務官」に御就任されました。

一方、高齢者福祉の分野におかれては、昭和60年6月に「社会福祉法人・健祥会理事長」に御就任、平成11年5月には、「全国老人福祉施設協議会会長」に御就任され、現在の同協議会「常任顧問」として、最後まで高齢者福祉の「けん引役」として御尽力されました。

我が国の高齢者福祉向上に残された功績は大きく、これからさらなる御活躍をいただけるものと御期待いたしておりました。

道半ばで御逝去されましたことは、残念でなりません。心より、御冥福をお祈り申し上げます。

次に、同月21日に執行されました「参議院議員通常選挙」におきまして、多くの市民、県民の皆様から信託を得られ、めでたく御当選されました元徳島県議会議員の「三木 亨」参議院議員に対し、まずは衷心よりお祝い申し上げます。

国政においては、内政のみならず、外交も含め課題が山積しており、政治に対する要望も幅広く、複雑多様化する諸問題に対し、実力を発揮され、御活躍いただけるものと、御期待いたしているところでございます。

さて、定例会に臨み、当面する諸課題への取組状況と、今後の市政運営に対する所信の一端を申し上げますとともに、提出議案の御説明をさせていただき、議員各位をはじめ、市民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

それでは、最近の市政の動きについて申し上げます。

まず、「新麻植協同病院の経過」についてであります。

災害拠点病院であります「新麻植協同病院」は、平成27年1月の開院を目指し、順調に建築工事が進められております。

周辺整備については、市民の皆様が自由に散策できる遊水池を含む、周辺区域の「環境整備に係る設計業務」を発注したところであり、現況の自然景観保全を優先しながら、病院施設との整合性も勘案し、多方面から御意見をお伺いしながら、整備を進めてまいります。

また、西知恵島地区の安全で円滑な一般交通が確保できるよう、吉野川堤防に沿う、「県道板野川島線」から西知恵島地区へのメイン・アクセスとなります市道（西知恵島17号線）の新設工事の一部に着手しており、開院までの早期完成を目指し、工事を進めているところであります。

今後、10月までの「出水期」に施工が可能な「第二期工事」を進め、「非出水期」となる11月以降は、「県道板野川島線」の交差点部とその取付け区間を「第三期工事」として完成させる予定です。

今議会には、本路線の完成に必要な「第三期工事」に要する補正予算を計上しておりますので、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、「市制10周年記念事業」についてであります。

本市は、来年10月に合併後10年を迎えます。平成の大合併による徳島県内の合併第1号として、常に前向きに取り組みを進め、「合併先進モデル」としての役割も果たしてきたと自負しております。

市民の皆様とともに歩み、10年の節目を迎えられることができれば、この上もなく幸せであり、喜ばしいことでもあります。

「市制10周年」を迎え、市民の皆様とともに祝い、市への愛着意識の高揚を図り、本市を市内外に広く発信する機会にしたいと考えております。

来週8日の日曜日には、鴨島公民館において、「市制10周年記念プレ事業」として、市町村連携コンサート「よしのがわ 夢紡ぐまちのコンサート」と題して、国民文化祭を機会に結成された、「とくしま記念オーケストラ」を招き、クラシックコンサートを開催いたします。

今後、来年の「市制10周年」に向け、「記念式典」やメイン事業としての「記念事業」、各種団体や市民の皆様などからの「提案事業」、例年実施している事業を「冠事業」として実施するなど、今後、様々な御意見をいただき、検討を加えながら、事業実施に向けた取り組みを進め、この節目を契機として、さらなる市政の発展につなげてまいります。

以下、当面の市政運営に関して申し上げます。

1点目は、「次代を担う子どもたちの育成」についてであります。

まず、「保育所の民営化」についてであります。

平成26年度からの民営化に向けて準備を進めてまいりました「鴨島中央保育所」は、「社会福祉法人鴨島ひかり乳幼児保育園」を、移管先法人とすることに決定いたしました。

同法人は、本市において昭和53年から私立（わたくしりつ）保育園を経営され、平成21年度からは指定管理者として「鴨島中央保育所」の運営をお願いしており、保育事業者として実績のある法人であります。

保育理念は、「公共性を重んじ、一人一人を大切に、保護者とともに、子どものよりよい成長を見守り、具体化すること」等を掲げており、このたびの民営化は、保護者のニーズが多かった開園時間の拡大と、「保育と教育の連携」を推進していきたいという考えを提案されております。

今後は、「公立」と「私立（わたくしりつ）」保育所がそれぞれの特長を生かし、保育士の合同研修による資質・能力の向上を図ることなど、官民協力体制のもと、本市全体の保育水準を高め、子どもたちの育成に努めてまいります。

次に、「幼稚園給食試行事業」についてであります。

平成26年度の「川島こども園」開園にあわせ、いよいよ市内すべての幼稚園で給食を実施することとなりました。これにより、市内幼・小・中学校で、教育の一環として、系統的な学校給食が実施されることとなります。

そこで、来月（10月）の1カ月間、試行事業として実施し、保護者の皆様から御意見等をいただきながら、課題等を十分検証した上で、給食における食育の意義や系統性を踏まえ、園児の安全・健康面にも十分配慮した環境を整え、平成26年度の本格実施につなげてまいりたいと考えております。

次に、「小・中学校普通教室エアコン整備の成果」についてであります。

昨年度から、市内すべての小・中学校普通教室でエアコンが稼働し、2年目を迎えました。

本年度は記録的な猛暑が続きましたが、本市では外的な環境に影響されることなく、充実した学習環境が確保されております。

学校現場からは、体育（水泳）や校外活動後の学習活動において、『授業開始から快適に勉強ができ、時間いっぱいまで授業に集中で

きる。』、指導に当たる教員からも『メリハリのある授業に取り組めるようになり、子どもたちの授業に臨む構えが良くなってきた。』など、集中力と学習意欲の高まりの中、充実した教育活動が展開されております。

また、消費電力を管理する「デマンドシステム」により、節電にも配慮した取り組みを行っているところであります。

2学期以降も充実した学習環境の中で、教育活動を展開することで、確かな学習成果として現れてくることを願っております。

2点目は、「安全・安心なまちづくり」についてであります。

まず、「総合防災訓練の実施」についてであります。

本年11月24日に、川島町の「県立川島中学校・高等学校」及びその周辺地域で、地震災害を想定した総合防災訓練を「県消防・防災航空隊」、「吉野川警察署」、「吉野川市医師会」、「徳島中央広域連合消防本部」、「市消防団」、「自主防災組織」等に参加をいただき、実施いたします。

今回の訓練は地域防災力の向上を目的に、「自助・共助」の推進、「行政と市民」及び「防災関係機関と医療機関」との「連携の推進」をテーマとして掲げております。

また、訓練を通して、参加者一人一人が災害に対し、いかに備え、災害発生時にはどのように対応するかを考えていただく機会となるよう工夫をし、定期的・計画的に訓練を実施しながら、「防災体制の充実」と「市民の防災意識高揚」を図ってまいります。

次に、「耐震性貯水槽設置」についてであります。

災害時における効率的かつ安定的な飲料水の供給体制を確保するため、来年度、山川公民館跡地に整備する駐車場の地下に「耐震性貯水槽」を埋設・設置する計画にしております。

この施設は、水道管の途中に設置する、災害時における飲料水の貯水槽として利用するもので、通常は水道管の一部として、水が流れていますが、地震時には、「耐震性貯水槽」の流入部と流出部に設置されている「緊急遮断弁」が作動し、貯水槽内に水を確保するという「仕組み」となっております。

来年度の設置に向け、本議会において、実施設計に伴います予算を提案させていただいております。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

次に、「長期保存備蓄品導入」についてであります。

先般、「南海トラフ巨大地震」の市町村ごとの被害想定がまとめられ、本市におきましても、震度6強という最大クラスの震度が予測されております。

このような中、各家庭においても一週間分の食料備蓄方針が打ち出されました。

また、地震だけにとどまらず、集中豪雨による土砂災害等、予測できない大規模災害に備え、本市といたしましても、家庭内備蓄の補完として、食料等の必要な物資を計画的に備蓄し、あらゆる事態に備える必要があると考えております。

このたび「徳島県市町村振興協会」の助成を受け、25年間保存可能な食料、4,380食を本市の備蓄計画に沿い購入する予定であります。

次に、「通学路における交通安全対策」についてであります。

昨年実施した「通学路における交通事故防止対策委員会」の現地調査結果の総括を踏まえ、市内各小学校の通学路安全対策を重点的に行うこととして、現地調査により判明した小学校区ごとに通学路の危険箇所を選定し、早急に対策が必要な箇所については、優先順位をつけ、順次対応することとしております。

具体的には、市の管轄する道路のカラー舗装化やガードパイプなどの「安全防護柵」を設置する予定です。

先月末から、「吉野川市交通安全教育推進協議会」、「教育委員会」と連携し、通学路危険箇所の電柱に注意喚起を促す「通学路看板」を今月中に100枚設置する予定であり、このことにより、ドライバーの交通安全意識の高揚が図られ、児童の安全・安心確保が図られるものと考えています。

また、「飯尾敷地小学校」の通学路である県道の安全対策については、小学校長、PTA会長に同行して、対策の実施について、県及び吉野川警察署に要望活動を行ったところ、9月中をめどに、道路のカラー舗装化など迅速な対応をしていただけると伺っており、関係機関に対し、感謝申し上げる次第でございます。

3点目は、「地域の活性化」についてであります。

まず、「定住促進事業の推進」についてであります。

「定住促進事業」の一環として、新婚世帯に家賃の一部を助成する「新婚世帯・家賃補助事業」の受付を、平成24年4月から開始し、市広報やホームページはもとより、市内の不動産業者を訪問して周知を図ったところ、平成25年7月末現在で、46件の申請がありました。

本年度の当初予算の見込額を上回る申請があったため、不足分の市補助金として、9月補正予算案に所要額を計上いたしました。

この事業を呼び水として、若年層の市外への流出を防ぎ、本市への定着・転入を図り、「生活を営むまち」として選ばれる魅力ある吉野川市を目指すことによって、定住化を促進し、人口減少に歯止めをかけ、将来的には、市内の定住人口を増加させ、地域の活性化

につなげられるよう取り組んでまいります。

次に、「特産品ブランド認証品販促計画」についてであります。

全国で初となる梅酒特区の認定により製品化された「美郷の梅酒」、日本古来からの伝統の模様である「網代（あじろ）」や、「本藍（あい）染め」を取り入れた工芸品、地元の山で間伐した自然木を材料にした「木工品」など、恵まれた地域資源から生まれた「ブランド認証商品」は86品目となり、市ホームページや県人会などでPRに努めております。

市のイメージキャラクター「ヨッピー・ピッピー」とともに、ブランド認証商品の認知度アップのため、県内のイベントはもちろんのこと、近畿や中部、香川の各県人会での梅酒試飲や商品販売などを行ってまいりました。

今後においても、引き続き販路の拡大に努めてまいります。

次に、「キャラクターPR戦略」についてであります。

本市のイメージキャラクター「ヨッピー」と「ピッピー」は、フェイスブックを立ち上げ、「つぶやき」で、本市の情報発信の一端を担い活躍中であります。

庁舎東館玄関には石像として、健診などで訪れる子どもたちや市民の皆様を愛らしいポーズで出迎えております。

今、「ゆるキャラ」と言われる「ご当地キャラクター」が人気を集めていますが、見る人に癒しや安らぎを与えるとともに、市内外のイベントなど、マスコミにも取り上げていただけるよう、本市のさらなるPRとともに取り組んでまいります。

また、今後、キャラクターの着ぐるみや図画の使用についても、多様な活用ができるよう検討してまいりたいと考えております。

4点目は、「環境を大切にす美しいまちづくり」についてであります。

循環型社会構築には、ごみの減量化・再資源化推進が不可欠であります。

これまで、様々な取り組みにより、一定の成果がございましたが、平成24年度実績は、前年度比較で1.1%増加していることから、本年度は「ごみ減量の重点項目」として、生ごみの水切りと学校等への啓発など、対策強化を図っております。

まず、継続して、「水切り器具のモニター募集」を行い、自治会単位での募集、環境出前講座などで、昨年度400個に加え、既に600個の配布を行っております。

配布によるアンケート回答結果では、9割以上の方から効果ありの回答を得ており、今後さらに拡大してまいります。

次に、市内各小・中学校では、「子どもから親への意識啓発」を

目標として、「環境出前講座」の活用依頼とともに、「夏休みの雑紙分別大作戦」と題し、市内3小学校の協力をいただき、夏休み中に、親子で雑紙を分別する取り組みを実験的に実施しました。

現在、結果検証中で、結果により来年度以降の実施について、検討したいと考えております。

ゴミの減量化は、次世代への負担軽減にもつながることから、市民の皆様には、環境負荷の少ない美しいまちづくり実現のため、排出量を抑制・削減する取り組みを更に意識し、実践していただけるよう、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

5点目は、「簡素で効率的な行財政基盤の確立」についてであります。

まず、「市有温泉施設売却」についてであります。

直営で運営してきました、「鴨島温泉・鴨の湯」につきましましては、本年8月1日から8月23日まで公募型プロポーザル方式による譲渡先の募集を行ったところ、1団体から応募があり、8月30日にヒアリング及びプレゼンテーションを実施いたしました。

今後、慎重に審査を行った上で、譲渡先の決定をしたいと考えております。

次に、「養護老人ホーム芳越荘・大規模改修」についてであります。

「養護老人ホーム芳越荘」は、平成20年度から指定管理者制度により運営しており、指定管理者の提供するサービスに高い評価をいただいております。

その一方で建築から約20年が経過し、施設各所での痛みが進んでいるため、運営上支障を来す箇所について改修を行う必要がありますが、関係予算を補正予算に計上させていただいておりますが、工事実施に際しましては、入居者の生活環境にも配慮が必要であるため、工事期間は1年程度を要することが想定されます。

改修後の施設運営については、さらなる利便性の向上と質の高いサービス提供に向けて、民間への移管をすすめることとしており、効率的な運営はもとより、施設の改修と併せて、入所者が引き続き健康で快適に過ごせる施設となることを目指してまいります。

次に、「市税全期前納報奨金制度の廃止」についてであります。

「全期前納報奨金」は、戦後間もない昭和25年、「納税意識の向上」や「税収の早期確保」を目的に創設されたところであります。

以来60数年がたち、社会経済情勢や納税環境も大きく変化する中、金融機関窓口や口座振替での自主納付の浸透により、市民の納税意識も飛躍的に高まるなど、制度創設時の目的も達成されたため、

平成26年4月から、「全期前納報奨金」を廃止する条例改正について、今議会での御審議をお願いするものです。

次に、「施設統合による収集業務等の効率化」についてであります。

本年4月に「鴨島環境センター」と「西環境センター」が統合し、「運転管理センター」として業務を進めております。

旧給食センターの跡地に建設中の「運転管理センター」は、本年12月末の完成を目指し、工事を進めているところです。

現在、「運転管理センター」では、施設統合後を見据え、分別収集方法の統一化やごみ収集ルートの見直しによる収集車両の効率的利用などとともに、統合による収集人員及び車両の削減など、経費縮減についても検討しております。

この取り組みに向けて、収集車両及び重機を購入整備し、収集業務全般にわたり、さらなる効率化と市民サービス向上が図られるよう努めてまいります。

なお、今後において、ごみの分別や収集方法などの統一は、市民の皆様の御理解をいただきながら進めることとしております。

さて、先月の8月8日に「行財政改革懇話会」を開催し、第2次行財政改革の進捗よく状況並びに効果額を御報告するとともに、行財政改革について様々な御意見・御提言をいただきました。

委員の皆様からは、「昨年と比較して、全般的に改革が進み、基本方針のとおり具体的な数値として明確にし、分かりやすいものとなっている。」との意見や「税等の徴収率は向上が見られ、成果が上がっている。滞納分徴収などは非常に難しいとは思いますが、一層の努力を期待したい。」、その他にも、「人件費の削減」、「線引きの廃止による影響」、「学校再編」、「各種団体の補助金」、「休校中校舎の有効活用」など多くの御意見を賜ったところであり、引き続き、行財政改革の積極的な推進に取り組んでまいります。

今後、本市を取り巻く「経済、財政」及び「人口減少、少子高齢化」などの現状を踏まえ、地域の特性を生かした「まちづくり」を進めるためには、限られた財源と人的資源を十分に活用することが不可欠であると考えております。

厳しい状況ではありますが、市民の「安全・安心」を確保しつつ、「行財政基盤の確立」を図り、喫緊の課題に適確に対応した、個性と活力に満ちた吉野川市を実現できますよう、全力で取り組んでまいりますので、

議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解、御協力を心よりお願い申し上げます。

次に、今定例会に提出いたしております案件につきまして、概要を御説明申し上げます。

今議会に提出しております案件は、「平成24年度吉野川市財政の健全化判断比率」などに関する報告が4件、

「平成24年度吉野川市一般会計」などの歳入歳出決算認定に関する案件及び「平成24年度吉野川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分」についてなどの案件が11件、

「条例の一部改正」に関する案件が3件、

「平成25年度吉野川市一般会計」などの補正予算に関する案件が4件、

「市道路線の認定」に関する案件が1件、

「固定資産評価審査委員会委員の選任」及び「人権擁護委員の推薦」に係る人事案件5件など

合計28件であります。

まず、報第16号「平成24年度吉野川市財政の健全化判断比率について」及び報第17号「平成24年度吉野川市公営企業会計の資金不足比率について」は、

平成24年度決算に係る「実質赤字比率」、「実質公債費比率」など4つの財政健全化判断比率及び水道事業会計等の決算に係る「資金不足比率」について、監査委員の意見を付けて報告するものです。

「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」は、すべての会計で黒字であり「該当なし」となっております。

また、「公債費」の「標準財政規模」に対する「実質公債費比率」や将来負担すべき実質的な負債の比率である「将来負担比率」は、いずれの指標も「早期健全化基準」を大きく下回っています。

「公営企業会計の資金不足比率」は、すべての会計において黒字であり、「該当なし」となっております。

次に、報第18号「専決処分の報告」、「運転管理センター建築工事の変更請負契約の締結について」は、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したもので、変更後の請負金額を、555万4,500円増額し、

1億7,880万4,500円とするものです。

次に、報第19号「専決処分の報告」、「和解及び損害賠償の額の決定について」は、平成25年7月23日、市内川島町公園内の道路側溝の施設において、相手方車両を損傷したもので、損害賠償の額を7万6,052円と決定したものです。

次に、議第54号から議第62号までの9件は、平成24年度一般会計及び国民健康保険他7事業の特別会計に係る歳入歳出決算認定について、監査委員の意見を付け、議会の認定に付するものです。

次に、議第63号「平成24年度吉野川市水道事業会計歳入歳出決算認定について」は、地方公営企業法の規定により、監査委員の意見を付け、議会の認定に付するものです。

また、議第64号「平成24年度吉野川市水道事業会計・未処分利益・剰余金の処分について」は、当年度末の未処分利益・剰余金、2億4,875万0,629円のうち、2,571万6,358円を「減債・積立金」として積み立てまして、残額の2億2,303万4,271円は、「翌年度繰越・利益剰余金」として処分するものでございます。

つきましては、現在、処分についての条例による定めがないため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決が必要となりますので、先議のほどよろしくお願いいたします。

次は、「条例関係議案」として、

まず、議第65号「吉野川市・税条例の一部改正について」は、地方税法等の一部が改正されたことに伴う改正のほか、個人市民税及び固定資産税に係る「全期前納報奨金を廃止するなど」所要の改正を行うものです。

次に、議第66号「吉野川市・屋外体育施設条例の一部改正について」は、喜来多目的グラウンドを新たに整備したことに伴い、「屋外体育施設条例」に追加するものです。

次に、議第67号「吉野川市・国民健康保険条例の一部改正について」は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議第68号「平成25年度・吉野川市・一般会計補正予算(第2号)」は、主なものとして、「養護老人ホーム芳越荘改修事業」の2,025万8,000円、「リサイクルセンター整備に伴う、山側斜面安定化対策事業等」の

1億2,146万7,000円、
「西知恵島地区アクセス向上事業」5,800万円など、
2億9,311万1,000円を追加し、補正後の予算総額を
196億2,503万4,000円とするものです。

次に、議第69号「平成25年度・吉野川市・国民健康保険・特別会計補正予算（第1号）」は、過年度精算による国庫補助金等の確定により、1億3,337万4,000円を追加するものです。

次に、議第70号「平成25年度・吉野川市・介護保険・特別会計補正予算（第1号）」は、過年度精算による国庫補助金等の償還金及び一般会計繰出金、介護給付費準備基金への積立金などにより、6,224万7,000円を追加するものです。

次に、議第71号「平成25年度・吉野川市・特定環境保全・公共下水道事業・特別会計補正予算（第1号）」は、納付すべき消費税の不足額として、74万1,000円を追加するものです。

次に、議第72号「市道路線の認定について」は、「喜来宮北（きらい・みやきた）17号線」及び「源斗（げんと）4号線」の市道路線の認定を行うものです。

次に、議第73号から議第76号の4件は、本年11月25日をもって、「固定資産評価審査委員会委員」の任期が満了することに伴い、
大塚・敏明（おおつか・としあき）氏、
宮本・清（みやもと・きよし）氏、
佐藤・栄一（さとう・えいいち）氏、
佐野・勝代（さの・かつよ）氏
の4名を再度選任したいため、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

最後に、諮第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、本年12月31日をもって、人権擁護委員の佐野・久子（さの・ひさこ）氏の任期が満了することに伴い、同氏を再度推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

以上、概略を御説明申し上げましたが、十分御審議の上、原案どおり御賛同くださいますようお願い申し上げます。